

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する
仕組み」の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模での重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが義務づけられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保しようとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、森林吸収対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「平成24年度税制改正大綱」において、地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めるとしている。

地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であり、そのためには恒久的・安定的な財源が必要である。

よって、国においては、森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて地方に譲与する仕組みを早急に構築することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣